



外国へ転出される方へ



宇治市宣伝大使
ちはや姫

1. 転出を取り消される場合は、本人確認できるもの、パスポートを市民課までお持ちください。
2. 日本に転入されるときには、**① 戸籍全部(個人)事項証明書、② 戸籍附票全部(個人)事項証明書、③ パスポート(全員分)、④ 帰国日の確認できるもの(スタンプの押されたパスポートや航空券)**が必要です。(日本国籍の方)

外国籍の方は、**①「在留カード」又は「特別永住者証明書(外国人登録証明書)」(全員分)、② パスポート(全員分)、③ 帰国日の確認できるもの(スタンプの押されたパスポートや航空券)**が必要です。

詳細については、転入される市区町村にご確認ください。

※※※の手続きについては、マイナンバーカードや通知カード等のマイナンバーのわかるものと、本人確認できるものをお持ちください。

項目	担当	手続き
印鑑登録をされている方	市民課 1階 0774-20-8722	転出(予定)日で廃止になります。 ◎転出予定日の前日までに証明が必要になった場合は、出国されていない証明(パスポートなど)と印鑑登録証をお持ちください。
マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方		転出(予定)日で失効します。 返納届とともにマイナンバーカード、住民基本台帳カードをお返しく下さい(電子証明書を発行されている場合、電子証明書も失効します)。マイナンバーカードは裏書をし、還付します。
マイナンバーの通知カードをお持ちの方		返納届とともに通知カードをお返しく下さい。裏書をし、通知カードを還付します。
事前登録型本人通知制度を利用されている方		宇治市での登録は継続します。登録内容の変更手続きが必要ですが、外国の住所へ本人通知を送ることはできません。詳しくは市民課までお問い合わせください。
国民健康保険に加入されている方	国民健康保険課 1階 0774-20-8729	資格喪失の手続きをしてください。 国民健康保険被保険者証が必要です。※※※
後期高齢者医療制度に加入されている方	年金医療課 後期高齢者医療係 1階 0774-21-0413	後期高齢者医療被保険者証の返却、資格喪失の手続きをしてください。 被保険者証、認印をお持ちください。※※※
子育て支援医療費支給制度、福祉医療費助成制度を受給されている方	年金医療課 福祉医療係 1階 0774-21-0413	各種受給者証の返却、資格喪失の手続きをしてください。 各種受給者証(京都子育て支援医療費受給者証、福祉医療費受給者証「老人、ひとり親、障害」)、認印が必要です。
国民年金に加入されている方(国民年金の保険料を納付、または免除されている方)	年金医療課 国民年金係 1階 0774-20-8792	資格喪失の手続きをしてください。※※※ また、海外に居住している間も国民年金に任意加入できる制度があります。詳しくは年金医療課までお問い合わせください。
障害基礎年金のみを受給されている方		障害基礎年金を受給されている方は、手続きが必要な場合がありますので、年金医療課までお問い合わせください。※※※
介護保険の被保険者の方(65歳以上の方及び40~65歳未満で要介護認定を受けている方)	介護保険課 1階 0774-20-8731	介護保険被保険者証が必要です。※※※ 介護保険料を精算します。 介護保険負担割合証及び各種減額認定証(確認証)をお持ちの方は、併せて返却してください。

裏面に続きます

※※※の手続きについては、マイナンバーカードや通知カード等のマイナンバーのわかるものと、本人確認できるものをお持ちください。

特別児童扶養手当 特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当 を受けている方 障害者扶養共済制度 に加入している方	障害福祉課 1階 0774-21-0419	資格喪失の届出をしてください。 特別児童扶養手当を受給している方は、手当の証書をお持ちください。※※※
障害福祉サービス・自立支援医療 (更生医療・育成医療・精神通院) を受けている方		受給者証をお持ちになって、返却の手続きをしてください。 ※※※
軽自動車、バイクをお持ちの方	市民税課 2階 0774-20-8718	廃車もしくは名義変更手続きの必要があります。詳しくは市民税課にお問い合わせください。
納税義務者の方	市民税課 2階 0774-20-8718	納税義務者の方に代わって、納税に関する手続きを行う納税管理人のお届けが必要な場合があります。詳しくは市民税課にお問い合わせください。※※※
	資産税課 2階 0774-20-8719	納税義務者の方に代わって、納税に関する手続きを行う納税管理人のお届けが必要な場合があります。詳しくは資産税課にお問い合わせください。※※※
	納税課 2階 0774-20-8720	出国後の納付方法等について手続きが必要な場合があります。詳しくは納税課にお問い合わせください。
上下水道の閉栓手続きについて	上下水道部営業課 2階 0774-20-8807	事前に閉栓の手続きをしてください(電話で受付可)。詳しくは営業課にお問い合わせください。
児童手当を受けている方(中学校 修了前の児童を養育されている 方)	こども福祉課 2階 0774-20-8733	消滅届を提出してください(単身赴任など保護者(受給者)のみの海外転出の場合、当月中に受給者変更の手続きが必要です)。
児童扶養手当を受けている方		資格喪失届を提出してください。
宇治市の保育所等に入所申請中 又は入所中の児童を養育されて いる方	保育支援課 2階 0774-20-8732	入所中の児童を養育されている方は、保育所等に退所届を提出してください。 詳しくは保育支援課まで直接お問い合わせください。
外国で国政選挙への投票を希望 される方	選挙管理委員会 3階 0774-20-8798	外国で国政選挙に投票するための申請ができます。宇治市選挙人名簿に登録されている方又はその見込みの方に限ります。申請にはパスポートや運転免許証等の本人確認書類が必要です。
し尿収集(くみ取り式便所の場合) について	ごみ減量推進課 西館 3階 0774-20-8762	代表者が転出される場合は、廃止または代表者変更の届出をしてください。
海外転出に伴いごみが多量に出 る方		海外転出に伴いごみが多量に出る場合は、有料の臨時収集をお申し込みください。
浄化槽をお使いの世帯の方	環境企画課 西館 3階 0774-20-8726	廃止(休止)又は管理者変更の手続きが必要になる場合があります。詳しくは環境企画課までお問い合わせください。
犬を飼っておられる方		犬も海外へ連れて行く場合は、海外渡航の届出をしてください。
天ヶ瀬墓地公園にお墓をお持ち の方		墓園管理料の納付方法等について手続きが必要になる場合があります。詳しくは環境企画課までお問い合わせください。